

注 意

◎延滞金について

納期限後に県税を納められる場合は、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（以下「平均貸付割合」という。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄（1）の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄（3）の同表の中欄オに掲げる税額については平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合、その他の税額については当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を当該税額に加算して納めてください。

- 1 納期限前に提出した申告書に係る税額
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 2 納期限後に提出した申告書に係る税額
納期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間
又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- 3 修正申告に係る税額
申告書を提出した日（修正申告書をその提出期限前に提出した場合には、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
- 4 更正又は決定による不足税額
当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

◎納付場所

山陰合同銀行 本店、支店（隠岐郡の各支店を除く。）、出張所及び代理店
鳥取銀行 本店、支店、出張所及び代理店
鳥取・米子の各信用金庫 本店及び支店
倉吉信用金庫 本店及び鳥取県内各支店
島根銀行 本店及び支店
みずほ銀行 本店、支店及び出張所
中国銀行 本店、支店及び出張所

中国労働金庫 本店及び支店
鳥取県信用農業協同組合連合会 本所
鳥取県信用漁業協同組合連合会 本店
鳥取県内各農業協同組合 本店（所）、支店（所）及び出張所
鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の区域内のゆうちょ銀行・郵便局
各県税事務所（日野支所を含む）